

熊本県公告第275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年4月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ江津店
熊本県熊本市江津二丁目298ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前8時30分 閉店時刻午後8時
変更後 開店時刻午前7時 閉店時刻午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時から午後8時30分まで
変更後 午前6時30分から午後9時30分まで
- 3 変更する年月日
平成15年3月18日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ナフコ
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,605平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
190台
 - (4) 駐輪場の収容台数
58台
 - (5) 荷さばき施設の面積
61平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
68立法メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
5か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時30分から午後6時まで
- 5 届出年月日
平成15年3月17日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成15年4月16日から平成15年8月15日まで

熊本県公告第276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年4月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ黒髪店
熊本県熊本市黒髪一丁目1番ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前8時30分 閉店時刻午後8時
変更後 開店時刻午前7時 閉店時刻午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時から午後8時30分まで
変更後 午前6時30分から午後9時30分まで
- 3 変更する年月日
平成15年3月18日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ナフコ
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,993平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
99台
 - (4) 駐輪場の収容台数